

会 議 録

会 議 名	第34期小金井市公民館運営審議会第18回審議会		
事 務 局	公民館		
開 催 日 時	令和元年6月27日(木)午後1時30分から午後3時		
開 催 場 所	小金井市公民館東分館		
出 席 委 員	國分委員長 渡邊副委員長 菅沼委員 雨宮委員 平野委員 吉富委員 酒井委員 杉山委員 畠山委員		
欠 席 委 員			
事 務 局 員	林公民館長 中川庶務係長 松本貫井南分館長		
貫井北・東分館 事業運営受託者	NPO法人市民の図書館・公民館こがねい 村山分館長 鈴木分館長		
傍 聴 の 可 否	可	傍 聴 者 数	4名
傍聴不可・一部不可 の場合は、その理由			
会 議 次 第	<p>1 報告事項  ア 都公連委員部会運営委員会について  イ 公民館事業の報告について</p> <p>2 協議事項  ア 小金井市公民館中長期計画について</p> <p>3 審議事項  ア 公民館事業の計画について</p> <p>4 その他について  ア 公民館事業運営委託評価について  イ その他について</p> <p>配付資料  送付資料  (1) 第17回公民館運営審議会会議録  (2) 公民館事業の報告  (3) 公民館事業の計画  (4) 都公連委員部会運営委員会について  (5) 東センター事業運営委託評価表 公民館運営審議会委員用  (6) 東センター事業運営委託評価表 委託者用  (7) 東センター事業運営委託評価表 受託者用  (8) 令和元年度事業評価アンケート(東分館)</p>		

	当日配付資料 (1) 公民館中長期計画 本館機能について (2) 公民館本館の機能、体制について (菅沼委員作成)
--	---

## 会 議 結 果

國分委員長 それでは、第18回公民館運営審議会を始めたいと思います。よろしくお願いいたします。

林公民館長 まず、会議録の承認ということで、前回、第17回審議会の会議録を皆様には事前にお配りしているところですが、ご承認というところよろしいでしょうか。

菅沼委員 チェック漏れが1点ございまして、よく見たつもりで、申しわけございませんが、16ページの真ん中辺に「あと、院長、すみません……」と書いてありますが、これは議長または委員長に直してください。

國分委員長 以上で承認ということよろしいですか。

(「はい」の声あり)

國分委員長 ありがとうございます。

館長から資料等について。

林公民館長 お配りしてあります資料につきまして、庶務係長から説明させていただきます。

中川庶務係長 庶務係長です。本日は雨が降り始めた中、集まっていただきましてありがとうございます。

まず、事前にお送りしました資料の確認をいたします。送付資料(1)が今、確認いただいております、ちょっと修正が入りましたけれども、第17回審議会の会議録になります。送付資料(2)がA4横の公民館事業の計画、裏表になります。送付資料(3)が公民館事業の報告になります。送付資料(4)が菅沼委員作成の都公連委員部会等の報告になります。それから、折り畳んだ東センター事業運営委託評価表の公運審委員用、委託者用、受託者用、最後に、東分館の利用者アンケート結果、ここまでが送付いたしました資料です。

本日の当日配付資料といたしまして、当日配付資料(1)が公民館本館機能について、当日配付資料(2)が菅沼委員作成の公民館本館機能について、それから、緑色の冊子で第59回の関東甲信越静研究大会栃木大会のお知らせのもの、最後に、月刊こうみんかん No. 495になります。あと、ひがしちょう空間の第38号、第35回東センターまつりのチラシ、以上になります。

お手元に資料が足りない方はいらっしゃいますでしょうか。

### 1 報告事項

#### ア 都公連委員部会運営委員会について

國分委員長 資料について問題なさそうなので、次第に従いまして、1の報告事項に移ります。菅沼委員から。

菅沼委員 後の中長期計画がありますので、できるだけ時間を短くお話しします。都公連委員部会等の報告、送付資料(4)です。

前回の公運審以降、2つの都公連関係の会議がありました。1つは委員部会、これは公運審の11市の委員が集まってやっている部会ですが、6月4日に第3回がございました。

下に、1、2、3といろいろな協議事項が書いてございますが、委員部会の第1回研修会が9月7日に行われます。

1枚めくっていただきまして、第1回研修会というチラシがありますが、9月7日に萌え木ホールで、「公民館の活性化 ～若者に魅力ある公民館にするには～」ということで、千葉大学非常勤講師の越村先生のお話を聞きながら、みんなで議論をする、そういう会を催すことになりました。

委員部会は、第1回が研修会、第2回が来年2月の公民館研究大会の2つを担当いたします。

このチラシについては、7月中旬から8月9日まで募集をしますので、また正式のものができたらお配りしますので、多くの方に参加していただきたいと思っております。

1ページに戻りまして、協議事項の2番目、各市の情報交換テーマ、公運審の役割ということをやってきました。内容的には、過去10年間の公運審の答申を各市で出して、どんなことをやっているかというのを勉強しました。それから、公運審の委員の役割について、各委員がどう考えるかというのを議論いたしました。その結果が大体まとまりましたので、次回のこの会に報告をいたします。

各市のトピックスは省略です。

こんなことを6月4日の委員部会でやりました。

次のページですが、次の日、6月5日、公民館研究大会第56回についてというのは、真ん中を見てもらいますと、大会名は式次第の3番、大会運営の実施方法、第56回東京都公民館研究大会を来年2月1日にやります。昨年度は同じ時期にやりまして270名の参加がございました。今年度はそれ以上の参加を狙っていこうということで、今、計画を立てつつあるところです。

それで、(4)のメインテーマは何にするかということをお場で議論いたしました。公民館を取り巻く環境は非常に厳しいので、例えば市長部局への移管問題等があるから、そういう問題をやろうという話と、もう一つは、公民館の役割、あるいは公民館はどういう学びを支えているのかとか、そういう前向きな話をしたほうがいいたろうかと、そのような議論がございまして、最終的には、一番下から2行目のところに、まだ仮テーマですが、仮のメインテーマとして、公民館の役割再発見と新たな広がりを目指して、こんなことで各部会が動いて、4つの課題別集会を設けてやっていこうかと、こんなところが今、詰まったところでございます。

こういう動きをしているというのが報告でございます。

國分委員長  
畠山委員

ありがとうございます。ご質問とかありますか。

菅沼委員、こういうところ、都公連にいろいろ出ていますよね。小金井市はNPO法人こがねいがあるんですけども、ほかの自治体にはNPO法人はないと思うんですが、そういうことが質問に出ることはないですか。

菅 沼 委 員 何の質問ですか。

畠 山 委 員 小金井には、NPO法人がありますよね。ほかの市が都公連に出てきますよね。ほかの市で、NPO法人と、従前のいわゆる公民館、どこがどう違うのか、どこがどういうふうになったのか、そんな質問が出たことはないですか。

菅 沼 委 員 今のところは出ていません。

畠 山 委 員 では、説明したことはないということ。

菅 沼 委 員 この後、公民館の役割をみんなでやっていく中で、そういう指定管理制度とか、NPOだとか、そういうのは1つテーマで、今後、1回議論してみようかという話題は出ていますが、今までは議論はしていません。いずれやると思います。

畠 山 委 員 ぜひ進めてほしいと思います。

菅 沼 委 員 いろいろご意見がありましたら言っていただければ、できるだけ取り入れていくようにします。

畠 山 委 員 そうですね。

國分委員長 ありがとうございます。ほかに。送付資料（4）の見出し、都公連の「交」は……。

菅 沼 委 員 直してください。

國分委員長 ご質問、ほかにありますか。

では、とりあえず報告のほうは以上で、次回、また報告いただくことがあるようなので、またよろしく願います。

#### イ 公民館事業の報告について

國分委員長 では、ほかになければ、公民館事業の報告についてお願いいたします。

林 公 民 館 長 私のほうから、公民館事業の報告についてご説明いたします。

お手元の送付資料（3）の公民館事業の報告をごらんください。今回、本館1件、東分館1件、合計2件の事業の報告でございます。ご意見等ありましたら、よろしく願います。

國分委員長 何で送付資料の（3）と（2）が逆になっているんですか。

中川庶務係長 番号をつけ間違えてしまって。すみません。

國分委員長 そうですか。議題に沿ったほうがわかりやすいかなとは思いますが。

中川庶務係長 そうですね。

國分委員長 この事業の報告については、細かいことは、よろしいんですか。

菅 沼 委 員 1点だけ。これは計画がずっと出ていますけれども、当日、いろいろアンケートをとっていましたが、何かアンケートをまとめたものとか、その中で特徴的な意見とか、そんなものがあれば紹介してもらおうとありがたいなと思います。

國分委員長 ありますか。

中川庶務係長 庶務係長です。本館まつりのほうですか。

菅 沼 委 員 そうです。

中川庶務係長 今日、事業係長が体調不良で急遽お休みになってしまいまして、アンケートはとりっ放しにすることはございませんので、どういうタイミン

グでお出しできるのかどうか確認して、またご連絡させていただきたい  
と思います。

國分委員長 では、ちょっと細かいところは。ほかにありますか。

## 2 協議事項

### ア 小金井市公民館中長期計画について

國分委員長 次の協議事項に移ってよろしいですね。小金井市公民館中長期計画、  
一番メインですけれども、前回あまりまとまらなかったの、今日は確  
認事項等を押さえながらよろしくお願いいたします。

中川庶務係長 庶務係長です。それでは、お手元にある当日配付資料（1）をごらん  
になっていただけますでしょうか。

今回の資料は1番と2番から構成されていまして、1番が公民館本館  
機能のあり方の再確認、2番が前回いろいろ意見が出てちょっとまとま  
らなかったなという、本館機能を移転した後に公民館の体制がどうなる  
のかについてのところになります。

まず、1番から確認させていただきたいと思います。1番の本館機能  
のあり方について（再確認）となっておりますけれども、これは今まで  
に何回かお配りしている、公民館本館を取り巻く課題があって、その課  
題を解決するためには現状取り得る方策として何があるのかというこ  
とを、図で整理したものになります。

公民館の本館を取り巻く課題としては、将来像を皆さんと決めたとこ  
ろですけれども、将来像の実現に向けては体制強化が必要になるだろう  
し、長年の課題になっている公民館本館の仮移転問題はどうかしたら解  
消できるのかという点、それから、旧福祉会館があったときの中町、前  
原町の一部地域の活動場所はどのように回復されるのかといったとこ  
ろに大きく分けられるかと思うんですけれども、この3つの課題をどう  
やったら解決できるのかということで公民館からお示ししたのが、蛇の  
目工場跡地に建築予定の新庁舎・（仮称）新福祉会館に公民館本館の執  
務機能とミーティングスペース等を整備していくことで、これらの課題  
の解決を図りたいというところだったと思います。

下のところですが、こういうふうに公民館を新庁舎のほうに移  
して、地域課題解決学習を通じた地域づくりの中心的役割を果たすよう  
な組織にしたいということで、1番から4番までを担うような組織にし  
たいと考えているということをお示ししたことになります。

新庁舎に移って本館機能をそこに置いて、あとはミーティングスペ  
ース等を整備したいということですが、今、新庁舎の計画も動き出  
してございまして、具体的に皆さんにお示しできるような、例えばフロア  
図とかは作成途中なので、ちょっと時間がかかるということになってお  
りますが、公民館としては庁舎内に我々の場所を設けたいということ  
を調整していきたいなということになります。

次の2番が、前回、皆さんでいろいろなご意見をいただいたところか  
と思います。本館の執務機能を新庁舎に移したら、残っている公民館等、

どういふふうに全体の体制を考えたらいいのかというところになるかと思ひます。

私のほうで整理させていただいたのが下の図でして、「つどい、学び、つながる、地域の拠点（ひろば）」という将来像を目指すために公民館があるわけなんですけれども、左側の大きな四角が新しく新庁舎・（仮称）新福祉社会館に移ったときの本館執務機能です。「名称（〇〇〇）」と書いてありますが、この名称については、現時点で決めることができない、庁内調整が必要になる部分と考えております。

新庁舎のほうなんですけれども、新庁舎に行ったときに何があるのかが明確じゃないというお声をいただいておりますので、整理したのが、この四角の中にあります。

まず、職員については、館長、庶務係、事業係がおりまして、そこで公民館全体の統括を行うし、庁舎に移るからには他部署との連携をこれまで以上に強化していきたい。

ミーティングスペースについては、職員と利用者が気軽に打ち合わせできるような、机があつて椅子があるようなオープンスペースを想定しております。これはいわゆる公民館にあるロビー機能に該当するものかなと考えております。ただ、ここのロビー機能があるとしても、そこは他課と共有、市役所内のほかの部署と共有ですし、市民の方がそこを予約して使うということとはできないだろうと考えております。

それから、やはり会議室ですね。会議室については、壁で囲われていて、ドアが閉められる会議室ですけれども、ここで企画実行委員会等の開催ができる。もし、職員と扉を閉めて打ち合わせをしたいということであれば、そこを使うことができる。ただ、この会議室についても他課と共有で、市民の方、利用団体の方が予約して使いたいということとはできない会議室になるかと思ひます。

それから、今、本館で行っている主催事業です。みんなの会とか、子どもの権利条約とか、いろいろありますけれども、これらの事業については、新福祉社会館の多目的室及び現本館等を行政使用で使うことができる予定になっております。なので、主催事業については、現在やっている量をそのまま確保できるということになっております。

ここにプラスして、新福祉社会館の多目的室が活用する場所として加わるということになります。

右側のところになります。ここに1、2、3、4、5と振っておりますが、これが今現在ある公民館です。1番の現本館、ここも「（〇〇）」となっておりますけれども、前回議論になったところです。現本館も、執務機能が本館に行ったときに決まる名称に連動して決まる部分かと思ひれます。ゆえに、本館の執務機能と現本館の名称については、庁内調整が今後必要になる部分と思ひれます。

ただ、建物としては存在しておりますので、米印が下のほうに書かれておりますけれども、市民の活動場所として当面の間は維持したいと考えております。

現本館があって、南、東、緑、北の分館がありますので、現状の活動場所の面積は維持され、かつ多目的室が新しい活動場所として加わることになると考えておりました。課題の中に入っておりました中町と前原町の活動場所、旧福祉会館があった場所については、多目的室の利活用を考えたいということになっております。

今後、庁舎の計画が動く中において、公民館の立場としては、新庁舎・（仮称）新福祉会館に本館の執務機能に移してミーティングスペースを確保したいということで、今後、調整に挑みたいと考えているところですので、1番を皆さんのご意見としてまとめられたらなと考えているところです。

2番のところについては、やや、まだ議論を残している部分かなと考えております。公民館からの説明は以上になります。

國分委員長  
菅沼委員

ありがとうございました。一応、菅沼さんの……。

では、当日配付資料（2）の公民館本館機能についてということ、これについては事前に、林館長、中川さんと打ち合わせをして、一応、調整はしてあります。内容的に、市民サイドから見たときの公民館本館をどう考えるかというのを今回まとめてみました。

資料が4枚あるんですが、その資料に入る前に、前回の議事録の中での議論をまとめてみました。

前回、私は、公民館本館を、いわゆる新庁舎の中にきちんと入れなさい、5館体制にきなさいという提案をしました。それについて、國分委員長からは、私もそう思いますという発言がございました。それから、林館長からは、専用施設は入れたくない、公民館等の名前は入れて、あと機能も残す、それでいいんじゃないかなと、そういう感覚の話がありました。それから、畠山委員から、もともと公民館本館というのは、今、仮移転中だと。これを正式にとらなくてはいけない。市民から見た場合、今のこの案ではなかなかわかりにくい、その辺をしっかりと位置づけて市民に発表してほしいと、こういう提案がございました。あと、吉富委員からは、庁舎の中に「館」という建物を入れるのは、施設の意味であるから、館というのはまずいんじゃないかなと。企画戦略室とか、本部とか、そういう名前にしたらどうかというような提案もあった気がします。それから、酒井委員、杉山委員からは、本町分館の扱いを随分気にされていまして、必ず残してほしいということと、そのときに6館体制でいいんじゃないのという話も出ました。それから、平野委員からは、公民館という場所は、活動する場所があって、そこへ行けば活動できる場所があるから公民館だと。きちんと公民館という名がつくんであれば、そこに場所を入れてほしいと、そんな話があったかと思えます。これは前回の議事録から見た私の皆さんのご意見です。

その後、社会教育委員あるいは企画実行委員にヒアリングをしました。これは複数名ですが、今までの経過を一応話をしました。その結果、やっぱり公民館という名前を市庁舎の中に入れるべきじゃないか、こういう意見が多くございました。そういうことをベースにして、今回まと



めてあります。

1 ページ目は前書きですのでいいですから、その次のページ、公民館本館の機能、体制についてということで、これまでの経緯というのは、公運審の答申が平成29年7月20日に出了ました。このときには、規模は旧本館並みの規模にするということと、場所は中央線より南側、蛇の目の跡地から現本庁舎跡にするということで、今回の提案は、蛇の目の跡地の新市庁舎ですから、この場所は満足しています。規模はまだわかりません。

それから、そのときの5館体制として、公民館本部機能と、中町、前原の中央地区の分館機能を持った公民館本館を中央地区につくるということと、あと、4分館体制、4地区公民館体制ですね。こういうことの答申が出ております。

今回、行政のほうから出たのは、新市庁舎・（仮称）新福祉会館に、公民館本館の執務機能とミーティングスペース等を整備することを目指すと。非常に漠然としております。

それで、何回か私の意見を出したんですが、次のページです。もう一度、公民館体制の比較というのを、まとめてみました。

現状は、公民館体制は5館体制です。仮の公民館本館を入れて5館体制です。本町分館は休止中です。今回、新市庁舎の計画が出たので、非常にいいチャンスだから、他の施設の跡地利用まで待っていたら、なかなか難しいだろうと。今回の市庁舎のときに結論をつけるべきだということで、その市庁舎を利用した案として、案1、2、3を今回、もう一度整理しました。

案1は、今の本町2丁目15の11の施設を中央地区の公民館にするという案で、その場合には、仮公民館を本館、休止中の公民館の本町分館は上記に統合ということで、この2つを1館にするということで、地区の4つと合わせて5館体制でいく。ただし、公民館の本部機能、公民館長、庶務係長、事業係長、資料室、こういうものは新市庁舎に持って行って、今の本町分館にある部屋を少しでも広くしようという考え方です。あと、講座は、基本的には新福祉会館の活動スペースをできるだけ利用する、そういう形にするというのが1案です。

ただし、この案の問題点は、本町2丁目15の11の施設は大分古いです。これが老朽化したときに、もう一度公民館を考えるのかということか、そのときにはここは廃止するのか、そういう議論がどうしても出てきます。跡地利用のときに、この本町2丁目15の11は、もう一度、公民館のあり方として考えるか、それはちょっと遠いなと。今の間に案を決めておいたほうがいだろうということで、案2、案3が出てきます。

案2は、前から言うておりますように、新市庁舎に生涯学習フロアを設置し、生涯学習部の中に公民館長、公民館本館を置き、公民館本部機能、それから、仮の中央地区の公民館分館機能を遂行、また、資料室を置く。中央地区の公民館機能達成のために市民が集い、職員と一体とな

って話せるスペースは、イメージを言えと言われれば、貫井北のフリースペースはちょっと広過ぎるだろう、緑分館1階のフリースペースぐらいのスペースは欲しい。それから、課題抽出、準備会、事業の企画立案のための会議室を置いてほしい。こういうことで、企画立案までの作業はここでやってしまう。あと、主催事業の実施、講座の実施は、新福社会館でやったらどうだろうか。原則、講座の実施は新福社会館でやるということにする、こういう割り振りをしたらどうかと。

この場合には、中央に公民館がありますので、5館体制になります。そのときに、本町2丁目15の11の場所は、公民館活動の場として使用する。私は6館にするのではなくて、中央公民館、公民館本館の分室ぐらいでいいんじゃないかなと、そういうふうを考えて2案をつくりました。

3案は、この中で一番違うのは、新市庁舎の中に公民館という名称の施設を入れない。あとは2案とほぼ同じ、そういう案だと考えております。この2案、3案の議論が私は非常に大切だと思います。

最後のページに、新市庁舎・(仮称)新福社会館の機能連関図が出ております。一番下に、矢印で新市庁舎内と書いてあるのは私が転記したので、その上だけを見てもらえますと、(仮称)新福社会館の構成というのは、新市庁舎の中に、例えば関連の所管部門、コミュニティ文化課があるとすると、新福社会館に保健センターがあります。こういう設備を必ず入れているんですね。地域福祉課にも、子ども家庭支援センター、ファミリー・サポート・センターと、必ず庁舎に関連所管部門があって、窓口部門の施設を新福社会館に入れる、こういうことで、センターを9つも新福社会館に入れております。

ですから、私は、公民館の市庁舎に本館機能が移った場合、そこを公民館本館にしろという意見について、庁舎内に「館」という名前を入れるのはまずい。」という意見は、新福社会館の構成を考えれば成り立たない、おかしいなど。私はこの図を見て、公民館課、公民館係という関連所管があって、窓口である公民館本館がその下にあっても全然おかしくない、感じました。

そういうことから、1枚目の裏の本館機能の体制について、公民館本館機能の体制のまとめ、提案のところでございます。資料は、今、説明いたしました資料です。まとめ、別紙の2案を本案とすると。公運審答申を尊重し、仮の公民館本館、休止中の本町分館問題、これに伴う市民活動の場の不足を解消し、各地区に密着した公民館活動を展開するために、中央地区、それから貫井南地区、東地区、緑地区、貫井北地区の5館の公民館を置くと。中央地区に公民館本館を置き、公民館本部機能と中央地区の公民館分館機能の2つの機能を遂行すると。本町2丁目15の11の施設は、公民館の活動場所として提供、使用すればいいのではないかと。

確認事項が幾つかございます。行政の案の公民館本館執務機能というのが非常にわかりにくいんですが、この執務機能とは、今、この上で

言っております公民館の本部の機能と、中央地区の公民館分館機能の2つを包含することを意味するんですねというのが、一つの確認です。

それから、市庁舎内には、中央地区の公民館分館機能のためのスペースをとると。これはフリースペースと学習室と、先ほど言ったような規模のものをもってほしいと。それから、新福祉社会館の市民活動スペースの検討。これは、710平米を新福祉社会館にとっております。そこで何でもできると言っているんですが、福祉、保健、公民館関係と、全部をその場所にすると、到底足りないんじゃないか。旧公民館本館と同じぐらいの規模の広さのところ、福祉、保健、公民館が集まって、いろんなことをやりますというのは、到底足りない。これは絵に描いた餅だなという感じがします。

あとは、新庁舎の中に公民館を置くこと、それから、公民館の施設は入れるべきではないとか、そういう議論をきちんとして、最終的にまとめるべきじゃないかと、こういうのが私の意見です。

以上です。

國分委員長  
林公民館長

ありがとうございました。わかりますか。

今の庶務係長と、あと菅沼委員からご説明がありました。公民館から出した資料の公民館本館のあり方についてということで、前回、前々回からお話しさせていただきます新庁舎・（仮称）新福祉社会館に公民館本館の執務機能と、ミーティングスペース等を整備することを目指しますということで、この部分をご承認いただいて、それからというお話をさせていただいておるところですけれども、加えて、今日、2番として、その後の公民館体制ということでもお話しさせていただきました。

説明にもありましたけれども、名称とか、それから今の現本館ですね、ここについても、当面、公民館側としては活動場所として維持したいという考えはありますけど、これも庁内の調整が必要になるため、今後の検討課題になります。ですから、館の体制についても、今、菅沼委員からもお話がありまして、そのようにできるところはしていきたいというのがありますけれども、まずは、前回からこちらのほうでご承認をお願いしています新庁舎・新福祉社会館に公民館の執務機能とミーティングスペース等を整備することを目指しますというところをご承認いただいて、そこから積み上げられるものは庁内の調整で積み上げていきたいと考えていますので、本日はこの部分をご了承いただければと思います。ぜひご議論をしていただければと思います。よろしくお願ひします。

中川庶務係長

庶務係長です。菅沼さんの資料の説明の最後に、確認事項を幾つか振っていただいておりますので、そのところで、確認できるものについて説明をするということによろしいですか。

菅沼委員  
中川庶務係長

まとめの(2)。

資料1のまとめの(2)のところ、(2)の確認事項と書かれています。行政の案の公民館本館の執務機能とは、公民館本部機能と中央地区の公民館分館機能の2つを包含するの、か否かということです。我々は中央地区という言葉は使っておりませんが、中央

地区というのは中町と前原町、本町を一部含む旧福祉会館が網羅していた地域の公民館、そういう活動場所ということでよろしいですよ。

菅 沼 委 員  
中川庶務係長

いいですよ。

公民館からお出ししている資料2のところですが、中町・前原町の活動場所については、菅沼さんからスペースが足りないのご指摘をいただいておりますけれども、新庁舎と、あとは新福祉会館の多目的室をもってそこに充てるというふうに考えています。

多分、少し混乱しているところが、結局、我々の現本館の執務機能が新庁舎へ行くとして、旧福祉会館があった部分については、同じ場所を、2つの機能を持っているものとして使うということなのかなと思っております。つまり、本館執務機能と別に中央地区分館があるわけではなくて、2つは同じ場所を使うという状態で考えております。

次の「新庁舎内に中央地区の公民館分館機能のためのスペースをとる」のところですが、公民館本館機能が移ったところで、ミーティングスペースとか会議室を設けたいと言っておりますけれども、そこを使っただくことで、中央地区、中町・前原町のところについてもそこを使っただきたいということになります。

学習室という言葉が出ましたけれど、学習室という言葉だと市民の方が予約して借りられる部屋というイメージが強いものになりますので、学習室ということは難しいと考えております。会議室であれば、職員と市民の方に使っただけいただけますけれども、学習室と言うと職員は使わなくて、市民の方だけが使う場所というようなイメージが強くなるので、会議室を設けても、そこを学習室ということは難しいかと考えております。

次の新福祉会館の市民活動スペースの変更。何回もご指摘をいただいている、新福祉会館では710平米の主にフリースペースとか多目的室をとるというふうになっておるところですがけれども、ほかの方も使う予定、例えば福祉関係の方も使う予定なので、これは足りないのではないかとご指摘については、ここを使っただくしかないというところでもあります。

最後の新庁舎内に公民館を置くことに対する考え方のところが、これが結局、今課題になっている公民館として置くのか、それとも公民館課とか、何とかセンターとか、吉富先生から言っただいた戦略室とか、そういった形で置くのか、その場合はそれぞれどのように考えたらいいかということになるのかなと考えております。

こういう回答でよろしいでしょうか。

菅 沼 委 員

新庁舎内の中央地区の公民館分館機能を達成しようと思ったら、先ほど言ったように、緑分館の1階のフリースペースぐらいの場所と、それから、会議室等がなければ、公民館としての役割を果たせませんよと。だから、中央地区の分館機能を達成するために、公民館のスペースというのはきちんと考えなきゃだめですよと言っているの。

國分委員長

そこが大きな違いですね。何かご質問とかはありますか。

菅 沼 委 員 　だから、そういうスペースを置いて、公民館という名前をそこにきちんと入れなさいと。それで、5館体制にするのがいいんじゃないですかというのが私の意見です。それは、社会教育委員あるいは企画実行委員とも話をしたら、そういう考え方で、残してほしいという意見が強かったと思います。

國 分 委 員 　質問いいですか。菅沼さんの資料の新庁舎のところのコミュニティ文化課とかいろいろありますけど、ここに公民館課とか社会教育課とかはないんですか。

菅 沼 委 員 　新福祉社会館の建設検討委員会がありまして、そこで随分、私も意見を出した、委員会の委員ではなかったんですが、出すチャンスがあって出したんですが、なぜここに公民館を入れないんだというのが一番の議論だったんです。それに対して、入れてほしいというのをいろいろな形で随分提案をしました。そのときに、前生涯学習部長は、理由は言わないんですが、ここには公民館は入れないと。公民館本館機能は別に考えるんだと、そういう回答でした。なぜ入れないかというのは、誰も説明はしてくれません。それで今に至っているわけです。だから、今回、新市庁舎の中にきちんと公民館を入れるというのは主張しないと、ここで終わりだと。あとの跡地まで待っていたら、きりが無いと思うんです。ここで曖昧に入れるということで私は了承をするつもりはないし、それは私の個人の意見だといえればそれまでだけでも、そういう背景があって、ほんとうはこの新福祉社会館に公民館課というのがあって、公民館も入れれば、今、もめることはなかったと思うんですが、それが何だか知らない、行政は公民館は入れないと。理由は説明してくれません。

國分委員長 　生涯学習課というのは、新市庁舎には入っていない？

菅 沼 委 員 　新市庁舎には入れるでしょう。

中川庶務係長 　もちろんそれは入ります。

國分委員長 　それは入る。

菅 沼 委 員 　教育委員会、生涯学習部、学校教育部、それが入りますよ。

國分委員長 　そこの下部組織みたいになるわけですか。

菅 沼 委 員 　一番の疑問は、新福祉社会館からなぜ公民館を除いたのというのが一番問題だけど、今、それを言ってもしようがないから……。

國分委員長 　とりあえず、新福祉社会館は多目的室で、活動の場は確保されたということはいいいんですよね。新庁舎の公民館という、具体的には菅沼さんが言ったスペースがないと認められないという、菅沼さん……。

菅 沼 委 員 　いやいや、私は、ある程度スペースを確保して、公民館という名前を残しなさい、入れなさいと言っている。それで、5館体制にしてくださいというのが私の意見だということ。

國分委員長 　行政というか館長のほうも、一応、それは、考え方は一致していると思うんですけどね。

林 公 民 館 長 　公民館という名前をつけるとなると、専用施設になってしまいますので……。

國分委員長 　それができない。

林公民館長　それが難しい。ただ、実質、企画立案とか、市民の方との公民館事業についての相談とかをしようという、そういうミーティングスペースを十分な広さで確保したいというところを、整備することを目指したいということで、この提案になっておりますので。ただ、専用ではないという話になると、そこは厳しいかなという状況です。

菅沼委員　新福祉会館の中にこういう担当部署があって、そこに何とかセンターという9つもセンターを入れているでしょう。なぜ、新市庁舎には公民館という設備の名前を入れてはいけないんですか。その辺の疑問が、私はわからないんですけど。なぜ、入れちゃいけないんですか。

國分委員長　いけないというのは決まっていない……。

菅沼委員　入れないと言っているのであれば。名前は入れないって言っているんだから。

國分委員長　でも、公民館長というのは残るんでしょう。

菅沼委員　公民館長というのは公民館ですか。

國分委員長　公民館長というのは名前が変わるんですか。

林公民館長　執務機能ということは、当然、公民館の職員がいる部署があるわけですから、そこには公民館……。

國分委員長　何とかは残るよね。

林公民館長　課とか公民館係とか、ですから、この辺は今後、庁内で調整ということになるんですけれども、職員がいる部署を公民館という言い方は、当然、公民課とか公民館係という言い方になると思うんですけれども、ミーティングスペース等の場所を指して公民館とつけることは、厳しいかなということですか。

國分委員長　公民館というのは残るんですよ。センターなのか、館になるかはわからないけど、係かもしれないけど、公民館という文字は残るという認識は。

林公民館長　それで調整をするつもりではいますけれども。

國分委員長　それではだめですか。

畠山委員　館長がおっしゃっているのは、機能は残るんですよと。名称にこだわる必要はないんじゃないですかと、こうおっしゃっているんですか。

林公民館長　公民館だけではないと思うんですけども、公民館という名前に何かつく形では残したいと、今後、そういう形で調整しようとは思っていますけれども。

國分委員長　機能は残っているわけでしょう。

林公民館長　そのスペースもできるだけ広くとればもちろんいいんですけども、そういう意味があるので、曖昧という言い方をされてしまいましたけれども、目指しますというところでとどまっているということなんですけど。

國分委員長　だから、いいんじゃないんですか。だめですか。

吉富委員　確認したいんですけど、菅沼さんのご提案の2ページ目（2）に確認事項がありますね。まず、共有の場所なのか専用の場所なのかということをはっきり示したほうがいいと思うんです。菅沼さんのご意見として

は、2番目の新市庁舎内には中央地区の公民館分館機能のための専用スペースをとる、菅沼さんがおっしゃっているのはそういう意味ですよ  
ね。

菅沼委員 はい。公民館という名前を残して、その専用のスペースを……。

吉富委員 では、専用と書いたほうがいいと思うんです。

菅沼委員 専用というのは、私の意味は、例えば子供教育とか学校教育とか、同じ階にある部門は使ったらいいでしょうということです。

吉富委員 共有でもいいんですか。

菅沼委員 共有でもいいんじゃないですか。そこの生涯学習フロアの部門であればね。

吉富委員 では共有で大丈夫じゃないですか。

菅沼委員 同じフロアで同じように生涯学習をやっている部門であれば、使っても構わないと私は思います。

吉富委員 同じフロア内の共有という意味でいいですか。中川さんが書いているこちらの……。

中川庶務係長 こちらのイメージは共有。

吉富委員 他の部署というのは、そのフロア内、生涯学習内ですね。そこが大事。

菅沼委員 生涯学習フロアと称している教育委員長のいるフロアの部門は使ったらいいんじゃないんですか。

吉富委員 じゃあ、そこは大丈夫ですね。わかりました。

あとは、菅沼さんがおっしゃっている公民館というのを残したいというのは大事なことだと思うんですけど、「課」とついたり、「室」とつくことには反対ですか。

菅沼委員 私は反対ですが、ほかの委員の方の話を聞いてもらったらいいと思うんですが、公民館は地区に4つありますね。中央は公民館と言わないんだよと、公民館係の中に機能があるんだから、それでいいんじゃないのと、そういう説明で市民が納得するのかなという気が。だったら、きちんと館を入れておいたほうがわかりやすいなと思うんですが。

吉富委員 わかりました。菅沼さんはこの会議の前に、中川さんと調整もされていますし、社会教育委員、あと企画実行委員とも相談をされたということなので、僕はそのあたりは全く把握していませんけど、そういう意見をまとめて、後ろに何もつかない公民館という名称を残したいということですね。

菅沼委員 というふうに私は提案をしています。

吉富委員 わかりました。

菅沼委員 それは提案だから、あとは皆さんで協議をして決めてもらったらいいと思います。

中川庶務係長 よろしいですか。今の争点になっているところは、今後の予定についてとれ得る姿、本館機能が庁舎内にあるって、多目的室を使って、そこは中町・前原（中央地区）の活動場所でもあるということころまでは、多分、皆さん、そうだねということかなと思うんですけども、そこを館と呼ぶのか、それとも課と呼ぶのかという、その差になると思うんです。

今日、皆さんのご意見として、菅沼さんみたいに公民館であるべきだというご意見もあれば、公民館課でもいいんじゃないのというご意見もあると思うんですけども、今日どちらか、あるいは2つとものご意見としていただいでかえったとして、来月までにこういうふうに決まりましたからとお伝えすることが難しいと思っております。

なぜなら、庁舎は、今、動いているところなんです。そこに我々がこういう案を持って参加をしていくわけですが、例えばあと1カ月で、公民館となってもいいですよとか、公民館課になりなさいとか、そういうことがおそらくすぐには決定されない。公民館だけで公民館になります、公民館課になりますというのが決められない状態に置かれているんです。なので、今日お話しいただいた内容については、公運審としてはこのような考えで、このような意見、例えば館にする、あるいは館課でも条件つきで認めるというご意見をいただいでかえることはできるんですが、すぐにご回答はできない。かつ、もしかしたら、今、想定外のことが庁舎内で持ち上がって、全然違う方向に持っていかれたりする可能性もあるかもしれないということをお伝えしておいたほうがいいかなと思っております。

なので、今日お話しいただくとしたら、それぞれ、館を選ぶとしたら、例えば菅沼さんからも最近いただいたご意見で、例えば旧福祉会館の方々にとって、館も何もなくなっちゃう状態だと設備が使いにくいとか、あと、前に平野委員からいただいた意見のように、逆に館があるのに、何で予約できるスペースがないんだということで混乱を招くという、そういったご意見について皆さんのご意見をいただいでかえることになるのかなと思います。

國分委員長 そういう形しかないと思うんです。公民館センターというのはどうですか。センターになっているから、そうすると真ん中というイメージもあるし。

國分委員長 酒井さんと杉山さんは、提案に対してはどうですか。提案というか、菅沼さんの資料が中心になっていますけど、あとは中川さんから提案されたこの形で……。

酒井委員 疑問なんですけれども、例えば公民館だったら、私の素人の理解では、公民館法みたいなのが多分、適用されるんじゃないかと思うんですけども、公民館センターになると、その適用はされるんですか。それとも、センターになっているから公民館ではないので、公民館から外れるんですか。

中川庶務係長 現在、公民館は市の公民館条例によって公民館と定められているんですけども、仮に公民館センターという名称になったとしても、それが市の公民館条例で示す公民館であるとするれば、公民館センターイコール公民館であったりします。例えば町田市は、生涯学習センターという名称ですが、公民館でもあるということで、名称については時代のはやりとかを受けて、公民館とはイメージが違う名称を使っているところもありますが、条例がついていけば、そこは公民館とみなされることになり



ます。

吉 富 委 員 英語でいうとコミュニティーセンターとか、パブリックホールみたいな。そういう名称でも、公民館になっているところはあるんですね。

中川庶務係長 コミュニティーセンターになると、公民館ではないと位置づけているところ、例えば武蔵野市は、コミュニティーセンターと言っているんですけども、もはや公民館を撤廃しているの、違うということになっているかと思います。

菅 沼 委 員 町田市は生涯学習センターの中に中央公民館という名前を残しています。そういうやり方もあります。それは公民館条例できちんと規定すれば、どうにでもなると言っちゃ悪いけど、なるということだと思っんです。

國分委員長 じゃあ、中央公民館。

菅 沼 委 員 別に中央じゃなくていいんですよ。今言っている中央というのは、中央地区にある公民館と言っているだけだから、何でもいいんですよ。中央というのをとって、公民館だけでもいいんですよ。

國分委員長 一応、公民館条例の適用の範囲でやってほしいということですね。

菅 沼 委 員 今、公民館条例には公民館というのがあって、あとは分館が4つあるんですね。それで、うち休止中が1個ある。だから、今回、市庁舎に入るのを公民館といえ、条例のとおりかもしれません。

國分委員長 混乱は混乱でよくて、公民館と言っていたかという立場でもいいんじゃないですか、私たちは。

林公民館長 名称についてはいろいろご意見があって、どれになるかという議論をしたがという部分も、あと、今後の検討課題で、先ほど言いましたけども、公民館という文言は残した上で、公民館になるのか、課とか係とか、センターとかになるのかなと思うんですけども、菅沼さんのご意見を聞いていても、専用の会議室とかミーティングスペースという形を主張なさっているわけではないというふうに……。

國分委員長 だから、そちらが出してくださったので……。

林公民館長 考えておりますので、何回も言っていますけども、漠然としたという言い方をされていますけれども、この部分についてはご一致していただければ、これをスタートとして庁内の場でも調整に向けて進んでいけるかなと思っているので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

國分委員長 館長から出された公民館本館機能について、1番の公民館本館機能のあり方については、一応、共通認識でよろしいですか。

菅 沼 委 員 ちょっと待って。今の確認事項をきちんとどこかで残しておいてください。

國分委員長 だから、一応……。

菅 沼 委 員 この執務機能とミーティングスペースというのは、内容が非常に曖昧なんです。その内容が何を指すかというのは、さっき確認したような、例えばこの2つは公民館本部機能と、中央地区の公民館の分館機能の2つを指すんですよというのをきちんと。それを認識した上でこれを承認するならいいけども、その辺をはっきり条件をつけておかないと。

國分委員長 別に今までのやり方と変わるわけじゃないんでしょう。  
 林公民館長 今おっしゃったように、公民館分館機能というところ、それがまた何かと  
 いうところ、どんどん詰めていく話になると思うんですけど。  
 菅沼委員 さっき、それで、中川さんがいいって言ったんじゃないの、これでい  
 いですよって。  
 中川庶務係長 当日配付資料の1の一番下のところに一応、書かせていただいている  
 んですけども、中町・前原町等のいわゆる中央地区の活動場所として、  
 多目的室を利用すると。本館執務機能と中央地区のものは同じ場所、要  
 するに新庁舎内になると。新庁舎プラス多目的室をもって、その2つは  
 同じ場所にあるという状態です。  
 菅沼委員 ここの確認事項の1番はそれで生きるんですねと、そういう認識でこ  
 こに書いてあるんですねと。それをきちんと残しておいてもらわない  
 と、漠然としちゃうと後でまた漠然となって。これだけを読んで市民が  
 納得するかといたら、納得しませんよ。執務機能とミーティングスペ  
 ースなんて……。  
 國分委員長 いや、それはわからない。  
 菅沼委員 それだけじゃ。もっと具体的にきちんとやらなきゃ。我々の確認はこ  
 れでいいかもしれないけど、この内容についてはこういうことを含んで  
 いるんだよというのをきちんと残しておかないと。それで、パブリック  
 コメントなんかを出すときにも、それをきちんと、この裏はこういう  
 ことですよということをはっきり言わないと、市民は納得しませんよ、こ  
 んな執務機能とミーティングスペースだけじゃ、納得しませんよ。だか  
 ら、そういう附帯事項をきちんと、ついているんだよという認識であれ  
 ば、私は納得、オーケーしてもいいけども。だんだんと曖昧になって、  
 結局おかしくなっちゃうんですよ。だから、きちんとそういうことを入  
 れておかないと、今までの行政のやり方はそういうことが非常に多いの  
 で、私はそこをきちんと、しつこいようだけど言っておきます。  
 國分委員長 でも、どこに違いがあるかよくわからないんじゃないか。  
 畠山委員 菅沼委員が、これだったら納得できますよという案、考え方を出して  
 もらえばいい。  
 國分委員長 案はこれでしょう。  
 菅沼委員 だからこれについて、確認事項の1番をきちんと残しておきなさいよ  
 としている。  
 畠山委員 この1番が残っていればいいということですね。この再確認のところ  
 ですよ。  
 林公民館長 中央地区分館機能というのは、専用施設を意味するわけではない？  
 菅沼委員 じゃないですよ。  
 林公民館長 でしたら、お話のとおり確認事項ということで、こちらの提案の裏と  
 いうか、中にはそこも含まれるということでもよろしいかと思えます。  
 菅沼委員 ここの2行を、この承認事項はあるんだよということであれば、私は  
 納得してもいいかと思うんですけどね。  
 林公民館長 そのとき、そうですね。中央地区分館機能というものについても、も

菅 沼 委 員 うちよっとはっきりさせた上でのほうがよろしいかと思えますけども。まだ言葉が曖昧なんです。そこをもうちよっときちっと詰めていかないと、実際にできたときに何だこりゃと、こういうことになっちゃうから、そこをもうちよっときちんとやってみましょう。方向性としては、こういう方向でいくのはいいと思えますよ。これから跡地利用まで待っていたらキリがないし、今回の市庁舎のところで結論をつけるというのは大事なことだと思うので、その方向性は私は非常に納得していますよ。

ただ、細かいところはきちんとやっておかないと、実際にできたらとんでもないことになっちゃうと困るから、しつこいようだけど、言っているわけです。

國分委員長 とんでもないというと、具体的には。

菅 沼 委 員 何もスペースがなくて、例えばミーティングスペース、フリースペースに机が2つぐらいしかなくて、そんなことになっちゃうといけないから、その辺をきちんとだめを押しているわけ。

國分委員長 それはちょっとまずいな。それは誰も納得しないですよ。

中川庶務係長 庶務係長です。そうしましたら、私のほうでの書き方が、中町、前原町等の活動場所の回復というふうに書いておりますけど、ここはちょっと中央地区という言葉は括弧で使わせていただくかもしれないんですけど、要するに中町、前原町地区にあった公民館の機能を包含するということで書き直しさせていただいて、そういうことの回復を目指して、要するに中央地区の分館機能も含む本館執務機能を新庁舎内に整備することを目指したいということで、ミーティングスペースについては、今、具体的に緑と同じぐらいというご意見が出ましたけれども、ちょっとどのぐらいのスペースか、すぐ出てこないんですけども、緑は1階のところ……。

國分委員長 1階って結構あるからね。

中川庶務係長 1階のところですよ。

菅 沼 委 員 入って左側のほうね。

國分委員長 左？

菅 沼 委 員 左側のほうね。あれぐらいのスペースを考えたらいいだろうと。

國分委員長 ああ、そのぐらいは欲しい。

菅 沼 委 員 欲しいですよ。だから、机2つぐらいでフリースペースですと言われると困るから。緑1階の右側のオープンスペースのところでしょう。

中川庶務係長 オープンスペースです。

菅 沼 委 員 入って左側にあるスペース。あれぐらいのスペースは欲しい。

國分委員長 そのぐらいないとちょっと、あそこ使いづらいよね。

菅 沼 委 員 だから、そういうことをきちきちっと詰めておかないと、実際にできたら机2つしかなかったとか、そういうことになりかねないからしつこく言った。

中川庶務係長 よろしいですか。そういたしましたら、この後、公民館としてやはり庁舎の話し合いに入っていくために、要するに場所をとるために、公運

審の意見として附帯事項つきの、確認事項つきで、本館の執務機能とミーティングスペース等はちょっと曖昧だとおっしゃっていただいたので、フリースペースと会議室というふうに細かく分けるとして、そちらを整備するということを目指したいということによろしいですか。

國分委員長 ええ、そうですね。吉富先生もおっしゃったけど、こちらの具体的なイメージをやっぱりつくっていったほうがいいんじゃないですか。

酒井委員 すいません。さっきからずっと聞いていてクエスチョンが余計深まっているんですけど、要するに前回、ミーティングスペースというのはありますよと。ただ、それは行政サイドと市民と一緒に使う場合は使いますよということですよ。で、公民館として、例えば会議室とか学習室とか、市民が独自で講座などで使う機能はありませんよという説明でしたね。それは今も変わっていないんですか。それとも、今それをつけるということを行っているんですか。

國分委員長 今の体制というか、分館、本館になっているスペースは、そのままとありあえず残って、プラス、こういうところが出てくるっていうわけじゃない？

酒井委員 多目的室というのは、公民館の事業だけじゃなくて、いろんなところの人たちが使えるところはあるっていうことですね。だから、それも公民館で使う人も、それは抽選か何かでいろんな人たちと一緒に抽選して、当たれば使えるっていうことですね。

菅沼委員 補足します。新福社会館にあるフリースペースでやれる講座は、今もう公民館のほうから登録してあります。例えばみんなの青年学級とか、それから、昔のシルバー大学ですね。そういう回数の多いもの、そういうものとか、市民がつくる自主講座、そういうものはあそこで全部枠をとって、そこでやるという前提で今、考えています。だから、講座の実施は新福社会館でやったらいいじゃないかということで、新市庁舎とか、今の本庁は狭いから、そこで全部講座までやるのはできないから、そういう講座をやる場所を新福社会館に設けますと。そうしたら、そこを積極的に公民館としても使ったらいいじゃないですかというのが、新福社会館の建設の趣旨だから、それには乗ったらいいじゃないかと思うんですが。

國分委員長 今より少なくはならない。まあ、前と同じというのはあれですけど。

菅沼委員 それは今より広くなるんじゃないですか。新庁舎も使えるし、それから、新福社会館も使えるし、それから、新市庁舎にみんな行っちゃえば本町分館も少しは広がるだろうし。

中川庶務係長 そうですね。1部屋ぐらいはとれるかなと。

菅沼委員 だから、今よりは随分広くなると思います。全体的に。

酒井委員 わかりました。

國分委員長 活動が減る方向に行っているわけじゃないですね。

菅沼委員 ええ、広がるからね。

國分委員長 それは問題ないと思って。

雨宮委員 ちょっとお伺いしたいんですけど、今の本町分館がなくなるっていう

	ことじゃないんだよね。
菅 沼 委 員	じゃないです。
雨 宮 委 員	だったら、そこを残すわけなので、ネーミングはわかりませんが、そこを分館のまま残すのだったら、それは結構使えると思うんですよ。幅が広がると思うんだよね。だから、新庁舎自体ができるのがまだ3年先ってことなので、どうなのかなと思って私も危惧しているんですけど、それだけ増えたら結構使用価値が出るんじゃないかと思うんだけど、ちゃんと残せばね。
平 野 委 員	すいません。ちょっと確認だけしていいですか。以前、旧福祉会館がなくなって活動場所が減ってしまって、ほかの館が混んで使えなくなった団体も出てきたということが起きてきて、スペースが欲しい、足りないということも議論になったと思うんですけど、この多目的室は、それを網羅するほどのものではないんですよ。
中川庶務係長	ではないと思います。
平 野 委 員	ですよ。それは一応確認を。足りなくなった、困った、戻せないだろうか、もっと欲しいと言っていたのを、また確保できるほどのものは今回ないってことですね。
菅 沼 委 員	はい。それについては、旧福祉会館は671平米です。それで今回の市民活動スペースは710です。710だけども、福祉、保健衛生、そういうものも使うわけです。だから全部はカバーできないと思います。だけれども、今よりは広くなるのは事実である。だから随分いい方向には行くんじゃないかと思えますけど。
林 公 民 館 長	本館についても、先ほども言いましたけど、未定にはなりますけれども、公民館側としては、当面は活動場所としては残していきたいと思っていますし、皆さんの活動場所が少なくなるようなことはないようにというふうには調整していきたいと思っていますので。
國 分 委 員 長	じゃ、一応、ご意見。そうしたら、一応、当日配付資料1の分と、これは大筋いいけれど、菅沼さんの確認事項のところ。公民館の本部機能、さっき中川さんが繰り返されましたが、そこを一応、フロアのスペースも、ある程度このぐらいは欲しいというようなところを踏まえて交渉してもらおうということよろしいですか。名前についてはちょっと。
菅 沼 委 員	ペンディングで。
國 分 委 員 長	ペンディングですよ。
中川庶務係長	お預かりさせていただけますか。
國 分 委 員 長	ペンディングで、いつ回答が来るかまだわからない。
中川庶務係長	それも、ちょっと回答を、いつまでにつて言えない。
雨 宮 委 員	雨宮なんですけど、先ほどのネーミングの件で、私、2つ案があるんですけど、よろしいですか。大分、公民館というのを残さなくちゃいけないということなので、「公民館コミュニティーセンター」が1つ。
國 分 委 員 長	ちょっとわかりにくい。
雨 宮 委 員	そういう言葉と、私なんかもアナログですので、どっちかという古いほうがいいんですけど、あと一つは「公民館本部」。1つにすればど

うかなと。それはアナログ系統でどうかなと思って。  
 幾つかそういう例もちょっと。  
 一応、かき集めて。  
 まだいいんでしょう。だめ？  
 いい案があればぜひ。  
 それが採用されるかどうかわかりませんが、一応、提案しておきます。

一応、でも公民館っていう3文字は。  
 残したほうがいいんでしょう。  
 残してほしいって。  
 場所をとるためには、公民館という言葉で。公民館のあとに何もつかない名称を残して欲しいということですので、一度、提案をして、それがどうしても無理なら、あとに何かがつく名称でもいいんですよ。

センターとか、本部とか。  
 この共有のミーティングスペースは、土日は使えるんですか。土日開催のイベントが公民館では基本的に多くなると思いますけれど。

庁舎内は庁舎なので、多分、土日は閉まると思うんです。そういう意味では、職員がいるところのフロアのミーティングスペース、会議室は、土日、祝日は使えない。

使えないんですか。  
 多目的室のほうは、月に何回か休館日はあると思うんですけれども、おそらく土日関係なしに夜10時とかまでは使える、開放されているというふうに考えております。

完全に決定じゃないけど、説明を受けている範囲では、今、中川が説明した感じですかね。

個人情報置いてある執務フロアになっちゃうので、オープンにはならないかなと。

土日ミーティングルームが使えないというのはよくない。  
 職員がいるところの隣は、やはり職員がいて使うことが前提になると思うんですね。

新庁舎は休みになるというのが原則なんですね。  
 今も土日は基本的には閉まっているとか、市民課とかはあいていますけど、多分、生涯学習部が入っているフロアは閉じると思うんですね。でも、公民館はやっているというか、隣の福祉会館はやっているし、今ある公民館、緑、南、東、北、現本館はオープンです。月に2回しか休まないです。よろしいですか。

それであれば土日もね、むしろあいているならば、ほかの人が使わないのであれば、使えるようにさせてもらったほうがいいと思いますね。

セキュリティーの問題だよ。

公民館の人が出れば使えるわけです。もし必要であれば。  
 この先は曖昧になってしまうんですけど、庁舎内に設けられるであろうそういうスペースの使い方は、これから多分検討されるんです。

渡 邊 委 員 可能性はありますよね。

菅 沼 委 員 可能性はあると思う。

中川庶務係長 ローカウンターの向こうに個人情報があるような状態だと、使いにくいのかなとは個人的には思います。

畠 山 委 員 これからつくるわけですからね。そういう設備も。

中川庶務係長 例えば。ローカウンターにシャッターをおろして使うとか、そういうことも考えられなくはないかもしれないですけど。

畠 山 委 員 むしろ、そういう提案はしていったほうがいいんじゃないですか。

中川庶務係長 はい。これからだと思います。

國分委員長 公民館の特殊性というかね。

渡 邊 委 員 公民館の人たちは、その空間を使うのがかなりできるけど。

國分委員長 そうすると、公民館でね。ちょっとそれも、じゃ、希望として入れて。

渡 邊 委 員 そういう方向の話のほうが現実的だと思います。

中川庶務係長 庁舎内土日ってことですね。

國分委員長 ほかに何か、ここはぜひ入れたいってというような点はありますか。一応、共通としては承認した形で今のような希望を入れるってということで、本日はこの課題はこれでいいですかね。菅沼さん、いいですか。あとさらに。

菅 沼 委 員 次回、出してもらうんですよね。直したものを。

中川庶務係長 出します。

國分委員長 大体、じゃ、中長期計画についてこの辺でよろしいですか。

林公民館長 本館機能のあり方について。

國分委員長 本館機能について、この紙は一応、ペンディングのところはあるけど、今の附帯事項をつけていいということで、いいんじゃないでしょうか。

林公民館長 ご了承いただいたということで、はい。

菅 沼 委 員 まだ、名前はどのこの、そっちはまだペンディングですか。

林公民館長 そうです。ですから、1番の部分について。

菅 沼 委 員 それに附帯事項をつけて承認という形なんでしょう。

國分委員長 はい。附帯事項。特に公民館の機能をここに移すという意味からして、休日の使用とかそういう問題もちょっと考えてほしいっていう、などをつけ加えてよろしいですか。

### 3 審議事項

#### ア 公民館事業の計画について

國分委員長 じゃ、一応、協議事項は終わりましたして、審議事項に移ります。公民館事業の計画については、館長から。

林公民館長 私のほうから、お手元の資料、すいません、順序が逆になって2ですね。公民館事業の計画をごらんください。今回、本館1件、貫井南分館1件、東分館1件、緑分館2件、貫井北分館6件の計11件の事業を提出しております。ご意見等ありましたら、よろしくお願いたします。

國分委員長 ありますか。ご意見、ご感想。特別、分館長の方とかは言いたいことはありますか。特にないですか。じゃ、これもよろしいですか。

#### 4 その他について

- 國分委員長       では、4番、その他について、はい。
- 中川庶務係長       ちょっと何点かございます。最初に、この緑の冊子をごらんください。宇都宮市の文化会館ホールと、宇都宮市の中央生涯学習センター、あと、宇都宮共和大学さんを会場として、8月22日、23日に関東甲信越静の、結構多くの自治体が集まっての公民館研究大会栃木大会が開催されます。
- 公運審の委員の方で参加いただける方、2名分、交通費と宿泊費を予算として措置しております。前々回は多分、菅沼さんと畠山さん行かれたんですよね。で、これは別に宿泊しなくても可能ですので、どっちか1日だけ等の参加も可能です。ご希望ある方は中川に申し出ていただければ、先着2名様まで予算があります。宇都宮なので泊まるのはちょっとと思われる場合は、日帰りも可能といえれば可能かなと思っておりますので、行きたいとおっしゃる方は、7月の第1週までに中川にご連絡をいただけたらと思います。
- 國分委員長       7月か。ごめんなさい。じゃ、もうすぐだ。
- 中川庶務係長       7月の第1週の金曜日までにご連絡をいただければと思います。
- 國分委員長       5日までに申し込んで。交通費はあれですよね。
- 中川庶務係長       申しわけないんですけど、新幹線ではなくて鈍行で行った場合の交通費だけなんですけど。
- 林公民館長       市の規定で、特急が使えないという距離になってしまうので。
- 中川庶務係長       それでもとおっしゃる方がいれば、交通費も出ます。
- 國分委員長       私はちょっと希望しているんです。分科会は事前に決めるんですか、そうですね。
- 中川庶務係長       申込時に決めるよね。
- 菅沼委員       公運審がいなければ、職員でも市民でも構わないの？
- 中川庶務係長       公運審だけになります。
- 菅沼委員       行く人が、私は行かないから。
- 國分委員長       行かない？
- 菅沼委員       行かれないから。
- 中川庶務係長       公運審の方の予算としてとっているの、公運審の方のみ。
- 國分委員長       職員はまた別ですか。
- 中川庶務係長       職員が行くとしたら自腹になるかもしれない。
- 菅沼委員       社会教育関係者って書いてあるけど。
- 林公民館長       私は予算があるんですけども、仕事の関係で2日目、早いんですけど、ちょっと日帰りで行こうかなと思ってます。
- 菅沼委員       じゃ、お二人決まれば、それでしょうがない。
- 國分委員長       もう一人。
- 林公民館長       私は職員枠ですから。
- 中川庶務係長       別枠。行かれますか。
- 林公民館長       1日目から行っていけば。1日目は午後からなので。



菅 沼 委 員 1 泊すればどうってことない。

國 分 委 員 長 うん。1 泊すれば。おそらく会場が何か分かれているから、ホテルがあまり近くないんですよ。ホテルはどうしたらいいの？

中川庶務係長 宿泊ご希望であれば、言っていただければ。

國 分 委 員 長 自分で予約するの？

菅 沼 委 員 全部書かなきゃ行かれない。ホテルも書くようになっている。ホテルから第何分科会、これに全部○をつければいいんだよ。

國 分 委 員 長 じゃ、この申込書を7月5日までに出示してくださいということで、今の時点では、とりあえず私1人だけで。

中川庶務係長 じゃ、あともう一方、畠山さん。じゃ、お二人に。

國 分 委 員 長 じゃ、いいですか。2人、枠をとっちゃって。よろしくお願いします。

中川庶務係長 じゃ、後で書きます。

中川庶務係長 もう一つがこちらなんですけれども、次の7月18日が皆様の期の最終回になりますので、毎回、期の終わりにどんなことを話し合ったとか、皆様からのご感想と、次の期の委員の人にこういうことを考えてほしいとか、そういった内容で1ページほど書いていただいております、まとめて第何期のということやっておるんですけれども。

國 分 委 員 長 18日まで？

中川庶務係長 18日まででなくて大丈夫です。別途メールで、この書式でお願いしますというのを送らせていただきますので、字数等はあまり問いませんので、お言葉をいただけたらなと思います。7月18日ではなくて、終わった後になってしまうかもしれないですけど、私のほうでまとめまして、皆様にありがとうございますという気持ちでお渡しできればなと思いますので、よろしくお願ひいたします。

林 公 民 館 長 あと、この後、公民館事業の運営委託評価のお願いをいたしますので、一旦、公運審自体はこれで閉じますけれども、若干休憩した後、またよろしくお願ひいたします。

國 分 委 員 長 この会議は終了でよろしいですか。ご協力どうもありがとうございます。

— 了 —